

佐賀県告示第 281 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 3 年 8 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

多久市

2 都市計画事業の種類及び名称

多久都市計画下水道事業 多久市公共下水道

3 事業施行期間

平成 10 年 8 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 10 年佐賀県告示第 470 号、平成 14 年佐賀県告示第 24 号、平成 17 年佐賀県告示第 422 号、平成 23 年佐賀県告示第 175 号及び平成 27 年佐賀県告示第 465 号の事業地のうち、多久市北多久町大字小侍及び多久原並びに南多久町大字長尾及び下多久地内における事業地を変更する。